

改定案とりまとめに当たっての見直しについて
(内容例示等の見直し指針等)

1 内容例示等の見直し

産業分類検討チームによる改定案をとりまとめるに当たり、現行の日本標準産業分類の各細分類に記載のある内容例示について、以下の指針に基づき見直しを行った。

指針① 分類項目名または説明文と内容例示が同一のもの

項目名または説明文と、内容例示に重複した記述がある場合には、情報の有用性が低いと考えられるため、内容例示を削除する。

指針② 製造業の説明文中における「主な製品」等の一部削除

大分類Eー製造業の産業細分類の説明書きにある「主な製品」に関する記述に関し、当該部分の例示的な記載を○例示へ追記した上で削除する。

※1 細分類 1622、2664

→ 「主な製品は…である。」の記述は、主な製品に関して区分されて説明していることから、現行の記載ぶりの方がまとまっていてわかりやすいため、「主な製品は…である。」の記載ぶりを生かすとともに、よりわかりやすく箇条書きにした上で説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。

※2 細分類 1629、1632、1634、1635、1639、2141、2432、2439、2481、2842、3253

→ 「主な製品は…である。」の記述を削除することによりかえって該当する分類がわかりにくくなることから、説明文は元のままで、説明文と○例示が重複するものに関しては○例示を削除した。

指針③ 表記上の修正

現行の説明文または例示の記載については、法令に合わせた記述、組織の統廃合に伴う名称変更、ジェンダー・フリーの記述、その他適切な記載へ修正を行うこととする。

指針④ 産業規模が大幅に縮小したもの

社会の変化や技術の進歩に伴い、産業規模が大幅に縮小するなど、当該産業の例示としては適さないと思料されるものを削除する。

指針⑤ 産業分類検討チームにて了承された改定案の他分類への反映

その他、これまでの産業分類検討チームにて了承された改定素案に関して、他の分類等の内容例示等への修正部分も反映する。

2 日本標準産業分類で使用する読点について

日本標準産業分類では、従来、読点として「,」（コンマ）を用いてきたが、今般、文化審議会によって示された「公用文作成の考え方（建議）」（令和4年1月7日文化審議会）において、「読点には『、』（テン）を用いることを原則とする。」とされたことから、改定案の読点を「,」から「、」に修正した。